

緊急院内集会 - 種苗法についての勉強会 -

日時：2019年10月15日（火）15:00～17:00

場所：参議院議員会館 101 会議室

出席：農林水産省

尾崎 道 食料産業局知的財産課長

藤田 裕一 " 知的財産課種苗室長

小口 悠 " 知的財産課課長補佐

山原 洋佑 消費・安全局農産安全管理課

主催：日本の種子（たね）を守る会

<プログラム後半>

質疑応答

種苗法の改正では育成権者の許諾がなければ自家増殖ができなくなる

山田正彦 このまえの第5回の検討会の資料は配ってないのか。

尾崎課長 配った資料がたくさんある中で法的な論点ということで、全部ではないです。

山田正彦 わかった。この間配った資料にいいかい。こう書いてあるんだ。「種苗法は例外規定が多く複雑で理解が難しいことから自家増殖や自家採種は一律禁止といった現場が理解しやすいシンプルな条文にすべき」と。条文にすべきとまで、そこまで書いてあるのだ。で、先ほど種苗法の改正はまだだすか出さないかわからないと言ったが来年の通常国会に出すことは明らかなのではないか。

尾崎課長 いま、検討会で議論が続いておりましてですね、これのとりまとめもまだなされておられませんので、現段階においてですね、この種苗法について改正をするといったことをするかどうかの意思決定はされていない状況でございます。

山田正彦 じゃあ聞くけど、自家増殖とか転売は一律禁止となっているけれども、種苗法第21条では登録された品種は自家採種自由だ。自由になっているのを一律禁止するということは自家採種が自由にならないということだね。許諾がないと自家増殖ができないというカタチにするんだね。種苗法では原則自由だよ。これは。

尾崎課長 そのようになってございますね。それについて、議論させていただいておるわけでございますけれども、登録品種、育成者権の許諾を得てやりますと。

山田正彦 わかりにくいからはっきり言うけれども、自家増殖禁止。ね。いま原則自由で、これに反したら、10年以下の懲役、共謀罪の対象だよ。許諾がないと反するということになるんだね。これからは。

尾崎課長 例えば、育成者権者がですね、「この品種に関しては許諾がなくても自由に増殖してもかまいませんよ」とこれは自由にやれるということになりますし、結局は育成者権の意志、その下でやりましょうということでございます。

山田正彦 それは、例えば、モンサントという会社が農家に「どうぞ使ってください」と許諾する訳がないじゃないか。そうするとみんなこれからは。自家採種して、例えば、イチゴだってそうだ。10本くらい苗を持ってきてそれをだんだんに増やしているわけだ。それが、許諾がないとできないことになるじゃないか。1本250円くらいの苗を1000本買うとしたら大変なことだ。こういう改正をやるうとしているわけなんだろう。

尾崎課長 登録品種というのはですね、育成者がお金とコストをかけてですね、産み出したものなので、そういったものについてはですね、その育成者の許諾の下、増殖をするならばしましょうということで。

山田正彦 登録されたものであっても、いままで自由であったのだろう。自家増殖は。そこをはっきりさせてくれ。

尾崎課長 いままでは登録された品種であってもですね、原則として自家増殖することが認められて来た。

山田正彦 うん。けれども、今度の改正案の検討内容では許諾がなければできないということだろう。

尾崎課長 許諾を得てやっていただきたいということでございます。

山田正彦 すると違反するわけだろう。1000万円以下の罰金。共謀罪の対象。

尾崎課長 育成者が「自家増殖しないでくれ」と言っているものに対してですね。すればですね。

山田正彦 自家増殖してもいいよと言うはずがないじゃないか。

藤田室長 育成者権者というのは例えば、都道府県が県としてのブランドをするためにされているでは

ないですか。そうした場合に県内の農業者であれば自由に使ってください。例えば、イチゴであれば、それに対して、育成者権の意志によってやっていただきたいと。そういうことでございます。

海外への流出を防がず国内法だけで強化するのは矛盾している

山岡立丸 衆議院議員の山岡ですが、いただいた資料p16。見出しは安定的に利用すべきではないかと書いてありますが、検討会における意見を見ますとですね、かなり本音を書いてあるわけですけども、開発経費の回収が現状では困難であると。悩みであると。また、公的機関は開発に支障がでると。これは、財政的な問題ですよ。つまり、種子を作ったらお金をもらいたいとことが、本音を書いてある。この論点で気になりますのは、農水省の基本的な考え方としてまだ決まっていないということでしょうけれども、ここで最悪のシナリオは海外に流出している品種について制限ができていないわけですよ。新品種についてもユポフの条約に配慮しながら考えなければならないと色々書いてありますけれども、この中身を見る限り事実上海外に出たものを何か制限できるような決定的な中身にはなっていないと。にもかかわらず国内を規制すると。そういう話になったときに、海外でコピー品が出回ってどんどん安くなって国内はいわゆる育成者の権利の名のもとに負担が多くなって価格競争力を失って、日本から輸出するどころか、市場から追いついてしまう。ただでさえ人件費が高くて日本の商品はそうとう高品質でなければならぬわけですが、やはり海外の状況が解決していない中で国内の規制を強めると。私はシンプルにこれは日本の農家さんにとって厳しい状況。日本の農業にとっても不幸な状況になるのではないかと考えておりますが、農水省さんの基本的な考えとしてですね、海外の問題が解決しないにもかかわらず、国内の農家さんに負担を強いるようなことはしないと。それが原則的な考え方なのかどうか。そこをお伺いしたい。

尾崎課長 まずこの検討会、我々の方で立ち上げたときの最大のポイントは海外に流出しているものをなんとか抑えたいということでございます。その観点からまさにいま検討しているようなものもの出てきてございますけれども、あわせて海外での種苗といったことも併用しながらですね、外にいかないように。仮に外にいったら産地化しないようにと。というカタチで対応をとっていくということでございます。そして、外に出て行かないようにきちんと管理するという観点から申しますと、外にでていく持ち出しを防ぐというのがひとつありますけれども、国内においてもですね、この育成者権の目のとどかないような形でですね増殖されたものがですね、海外にいくというようなことも我々としては防いでいかなければいけないということでございます。過去にはですね、農業者からもらったものをですね、海外で増殖して産地化して逆輸入しようと。こうしたことで問題になった事例もございます。そうした観点からいたしますと我々からいたしますと、この海外に漏れていかないようにするために、しっかりこの育成者権というものを活用していかないといけないのではないかと。ということで今回の提案ということでございます。

山岡立丸 海外に出ることは反対はしないのだが、いわゆる開発経費の回収が困難であるとか公的開発に財政的支障がでるとか。つまり、育種権を持って財政的な負担を農家さんに強いることでやると。管理するだけであれば、自家栽培がどうなっているのかをヒアリングする。そういうこともできるでしょうし、輸出の際に、インターネット販売のときに規制するとか、いろいろな輸出を止める手段はあると思うのだが、ここにあるのは国内に負担を強いることが前面に出てくるので、海外が解決していないにも関わらず、国内の農家にこういうことをやると。それを問題意識として私は質問をしている。今の話は「なんとか止めたい」という精神論をおっしゃられるのだが、農家さんに対して負担を求めることへのご回答がないのですが。考えていただけるのでしょうか。

尾崎課長 p13 を見ていただきますと、登録品種の利用についていまだどうなっているかでございますが、上の方を見ていただきますと、箱のところでございますが、種苗生産やその実態の把握が困難であると。そうした中で海外への種苗が流出してしまうリスクというのがあるというふうに考えておまして、ここのところはしっかりと育成者権がですね、そうなるもいいものであればそうなのですが、許諾をしてしっかりと把握していただくと。この許諾については育成者権者の様々な動機があると思っておりますが、県内で産地づくりをするときに産地のですね、産地の生産者の把握ということであればですね、例えば、必ずお金をもらわなければいけないというわけでもないわけでございますね。例えば、県内で育成された品種について県内の農業者が産地づくりのために利用するのであれば、県内に限っていえば増殖してもよいですよ。都道府県であれば当然、そうした選択肢も考えると思えますし、それぞれの品種を開発した人たちの考えによって、そこはおそらく変わってくるということでございます。

10年前と種苗法の法解釈を変えたために法改正が必要となった

山田正彦 県の研究に携わっている人は、県民の税金で作ったイチゴの品種でも、それについて、当然自由に使ってもらってはあたりまえだし、育種権者にとってもその方が嬉しいのだと思う。それと海外流出を食い止めると言っているじゃないか。だけど、種苗法は国内法だろう。国内法で海外への流出を食い止めるというのは出来ないんじゃないかと思うのだが。これはね。種苗法の中でこの説明文章を読んでいると、前の検討会の資料で、一端登録された種子を買った人はどのようにでもその権利が出来て、海外で作られてしまうとそういう話をしているよね。だけどね、種苗法の第 21 条の解釈はそうじゃないんだ。10 円前に農水省が出した資料を見てみると 2010 年の 3 月の 4 日。品種法制度の概要。これを読んでみると登録された品種を買って、もちろん、自家増殖できるけれども、第三者への譲渡。これが禁止されているんだ。今になってそれが自由にできて、合法的に持ち出せるというのはおかしいじゃないか。だから、海外流出を食い止めるんであったら、宮崎県が種苗利益の侵害で刑事告訴したじゃないか。ああいうふうに日本で刑事告訴する手続きをもっているじゃないか。10 年前の資料でもそうなんだ。

米国の金融自由化、ネット、知的財産戦略に乗ることは危険だ

福田昭夫 福田ですけれども。質問じゃありませんけれども。アメリカ側の支配している 1% は米ソの冷戦構造が終わった時にどうやってアメリカの国益を守るかの叡智を集めて検討した。その結果、これを世界にしっかり普及して儲けようとした。ひとつが金融のビックバン。金融自由化。二つ目が知的財産の保護。三つがインターネット。この三つで世界の富を全部アメリカに集めようと。いま世界中がそれで動かされている。知的財産の保護も TPP もそうなの。葉屋さんが儲けるような仕組みをやろうとしている。ステグリッツ博士でさえ、アメリカの大企業が儲かるだけだからやめとけと言っている。ディズニーの映画も著作権が 50 年とかとんでもない。知的財産で儲けようというのがアメリカの出発点。これ見事に乗っかってしまっているよ。種子法の廃止と種苗法のこれからの改正。そんなところに乗っかってはだめだよ。これだけは言うておきたい。以上です(拍手)。

サトウキビの苗もその都度買わなければならなくなる

山本伸司 僕は種子島からきたのだけれども、南西諸島というの例えばサトウキビはタネを作って自家増殖をしているのです。それでだいたい 4、5 年とれる。二つぐらいの茎を残して埋めて。それでなくても TPP で砂糖の関税がなくなって南西諸島の半分ぐらいがサトウキビでやられてしまったら、友人離島でも補助金でていますが、サトウキビが大打撃を受けたら相当にやばい。実際の利用は 8 割が自家増殖なのだが、これが全部一律禁止になるのですか。

尾崎課長 まず、知的財産権の保護の話でございますけれども、我が国これまで都道府県、そして、国の機関。そして、育種家の皆さん。そういったところで、これまで色々ところで新しい品種が産み出されてきて、それによって日本の農業があるという現状があるかと存じます。我々のこの種苗法は、そういった方が引き続き育種をやっているようにというのが、ひとつのあれでございまして。そういったことできちんと保護しないと結局、国内での育種というのが行われなくなってしまい、最終的には海外のタネとの競争に勝てなくなってしまうと。そういうふうにならないようにしたいということで、保護をしっかりしたいと。そういうことで申し上げていることとでございます。サトウキビについては室長から。

藤田室長 サトウキビについてはまず原々種を作りまして、次に県を通じて育種している。こういうカタチになってございます。登録品種もありますし、一般的な品種もございます。登録品種、例えば、新しい収量が高いもの。これについては、制度上は育成者権というものによって許諾を求めたいとは思っておりますけれども、まさにそういったカタチで農家に増やしていただいて、産地化していると。まさにそのために県もそれを支援しているわけでございますので、まさに農業者の方でなくなるということがないように希望的に考えております。

会場 そんなのは希望的観測ではないか。

藤田室長 許諾を受けて増殖をすることは当然できますので、いまと同じようなことを許諾を受けてやっていただくと。

山田正彦 その都度、許諾を受けないとできないのだろう。

藤田室長 許諾のやり方はいろいろとございまして、例えば、農協とかを通じて包括的にですね。何 ha を栽培すると。その中では増殖もすることを含めて許諾をします。そうしたこともございますし色々な形があると。全体として種を買わなければならないということではまったくございません。

山本伸司 いまのはとても重要な話で、実は種子島に農研機構の圃場があり、そこで原々種を作り、沖縄までの南西諸島で栽培されているサトウキビのタネが作られている。それを農家が増やしていくし、それを自家増殖している。これをいちいち許諾しないといけない。そうなるとこれはかなりの問題になると思うのですけれども、しかも、その許諾の方法が農協からというのは、サトウキビの場合はご存知のとおり農協の一括管理ではないのです。そういう点でも非常に大きな問題になると考えています。

あともうひとつは柑橘類の剪定枝の利用。そして、栃木で言えば栃おとめのランナーが、自家増殖が一律禁止ということになると農家にとってはものすごく大変なダメージである。毎年許諾するか買入れなければならないとすると非常に大きな話になるので、これはもう一度確認ですけれども、いままでどおりやれるということなんです。

藤田室長 育成者権者がですね、そこについては判断することになるのですけれども、まさに負担にならないような許諾。いまの種苗の配布もそういったカタチでなされていると思いますし。

山本伸司 育成者権者。いまの場合は農権機構です。国というのは国民の税金で成り立っており、国民の税金によって開発した。つまり、国民が開発権者ではないですか(会場：そうだ)。国民作ったものを許諾するというのは自己矛盾ではないですかね(拍手)。

藤田室長 農研機構は農研機構として、交付金という税金が主要な運営主体でございますし、まさに日本の農業者のために試験研究を行う機関でございますので、日本の農業者のためになるようにその品種の利用をですね任せられると。そのように考えてございます。

山田正彦 農業競争力強化支援法という法律でね、農研機構とか各都道府県の知的財産権。優良な品種の知見をそれを全部民間に譲渡しなさいという法律を通したじゃないか。すると、例えば、鹿児島県で立派に作った品種をモンサントの子会社とかいろんところに、企業に譲渡する。私がいつかタダでやるのかと聞いたら、それはお金を取りますと。契約でやりますと言ったけれども、これから、そうやってどんどん民間に知見を譲渡するようになってしまっているじゃないか。法律で。民間が許諾するわけじゃないか。そうするとサトウキビでもサツマイモでも買わなければならない。大変なことなんだよ。これは。私だけ言っちゃいけないけれども(拍手)。

杉山敦子 あらかじめ出している質問へのお答えを頂こうかと思っていたのですけれども、どんどん議論が先に進んでいるためこちらに関しましては後程文章とかでお出しいただくことは可能でしょうか。はい。では、このまま質疑を続けさせていただきたいと思います。

農水省はモンサントやダウの出先の発言のように聞こえる

江本 循環型社会研究会の理事をやっている江本と申しますけれども、今日、お話をうかがってですね。日本国民のための農水省さんとしての発言として聞こえないということが最大の問題ではないかと(拍手)。例えば、都道府県の研究所で開発されたコシヒカリ。長年にわたって開発されてきたものが生産者に 400 円くらいで良質なタネが毎年まわっています。ところが、三井化学さんとかが作りますと 4000 円になってしまうんですね。こういう問題を今回の「一定品種は自家増殖禁止で買え」ということになれば農家はもうやっていけないのではないかと(会場：そうだ)。野菜は 1% くらいしか登録品種になっていませんよという資料で言っておりますが、ご承知のとおり、野菜のタネの 7 割はモンサントやダウが持っていて、ほとんどが F1 品種です。つまり、毎年買わざるを得ない状態になっているので登録品種でなくても買ってくれるということで問題ではないのです。日本の自給自給率わずか 37%。砂漠の中にあるイスラエルですら 95% です。こんなに食料自給率が低い国で、これ以上農家、生産者を虐めていったら日本の将来はどうなるのでしょうか。温暖化で地球の温度があと 2℃ あがったら大恐慌になって穀物が輸入できなくなることが見えているわけですよ。そういう状況でなんとかタネをまわして収益をあげてやっていけるようにするというのが努力しているところで、こういうことを一律にやられるとかなり破綻すると思うのです。そこが、非常に疑問で。どういうお立場で。まるで、モンサントやダウの出先機関の発言のように聞こえたので非常に不安を覚えました(拍手)。

尾崎課長 基本的にはですね。我々、考えておりますのは国の種苗だったり、都道府県の種苗であったり、あるいは国内の種苗業者がですね、作られている苗。こういったものがですね、日本農業を支えているいまの現状があって、これからも新しい苗がこういったところから供給され、日本の農業者が使えらる。そういう姿をやはりやっていかなければいけないのではないかと。そうした中で、こういったきちんと育種が行われるような環境整備というのが大事なのではないかとふうに検討を進めているという状況でございます。そういった中でですね。例えば、F1 のタネのようなものは撒けばまた別のものが生えてくることになりまうので、そういったものはまた別の世界でですね実態上の保護が

図られているということになるわけでございますけれども、やはりそうではない品種といいますか。そうしたものがたくさんあるなかで、そうしたものがしっかりとこれから開発されていかないと。そういったことでこうした検討をしているわけでございます。コシヒカリなどの話もございましたけれども、過去には日本の色々な人が開発して品種としてできてきたものであっても、一定の期間が経てばその部分については一般品種になってですね、誰でも使えるものになっていくと。ということでございますので、そのサイクルがしっかりとまわっていかないとやはり日本農業の底上げが期待できないのではないかと考えているところでございます。

会場 聞いていて全部を一緒に考えているからそうなるのではないかと。だから、本当に保護したい人が保護できなくて、モンサントのような企業が儲かることになってしまうのではないかと思うのですけれども。最初の話を知っていると一番の問題は、国外に流出したものを保護していくことだと思うので、まずはその審議をして、政策を決めてから。それからの話ではないかと私ですら思うのですけれども、皆さんはどう思いますかね。一緒に全部これを保護しようとするか全部がぐちゃぐちゃになっていく。モンサントのことは映画にもなっていますし、「遺伝子組換えルーレット」という映画もでていますが、米国ではモンサントのタネを使ってもいないところにモンサントの会社の弁護士さんとか来て、モンサントの遺伝子が入っているということで訴訟になっているということがあったりもしています。企業が入ってくるとそういうことも起きてくるということが映画にもなっています。なので、どんなことが起こりうるのかということを経験して、考えていくことも必要ではないかと思いました(拍手)。

尾崎課長 海外流出防止がまず大事ではないかということはおっしゃる通りだと思います。シャインマスカットについてはですね、農研機構が海外で登録しなかったということで、その結果、例えば、中国や韓国で産地化されている現状がございます。我々としては、そういったことが繰り返されないようにしなければいけないということで、海外に積極的に品種登録をしてくれということ育成者の皆さん、農研機構を含めて、都道府県やそれ以外の方にもお願いして進めている。一方で、海外にもっていかれること事態を止めなければいけないということでですね、今回、いろいろと複合的な措置をしていこうということで、検討を進めているところでございます。

山田正彦 宮崎県が告訴したように海外に持ち出そうとするものについては刑事告訴ができるのではないかと。

藤田室長 いまの山田先生の侵害であれば告訴できる。ただ、先ほどお示しになられた、例えば、自分で増殖してののであればまさにそれができるといいますが、正規に買ったものは止められないというのがいまの種苗法でございます。

山田正彦 10年前では採ったタネを第三者に渡すことは禁止となっている。1項では育成者の権利を認める。2項で例外をしている。法律解釈としてできるはずだと。農水省がやっているのができないからといっては、僕は育成者の権利を侵害しているので刑事告訴ができると思うんだ。宮崎県がやっているじゃないか。

藤田室長 繰り返しになりますが侵害とかの行為にならないと

尾崎室長 購入して持ち出す場合と増殖して持ち出す場合と扱いがわかれております。増殖する場合はすでに禁止されております。購入して持ち出す場合ですね。これを防がないといけない。

山田正彦 だけど、それは農水省がそう解釈しているんだろう。我々も法律家だ。買ったモノでも実際に育成者の権利を侵害するわけだから。そう思うよ。まあ、いいや。

在来種を守ることが本筋なのに逆行している

枝元ほなみ 育成者ってずっと使ってらっしゃるけれども誰を想定されているのか。本当の育成者というのはふつうの農民でしょう。新品種を作るまでは、ポンと新しい作物を産み出したわけじゃないでしょう。地球がずっとあって農民がずっと作り続けて。そこに特許を付けて行く発想。生物とか生き物とか。自然物に対して特許とか。これは私は神様かと思う。育成者という言葉を使われ、その権利を守ると。それが日本農業を守ると。意味がわからない。日本の農業者どんどんやめていこうとしていて、苦しんでいることがわかっているのに、なんで新品種を育成した人の権利を守るといいますか。食べ物なくちゃっちゃう。子どもたち食べられなくなっちゃう。農業者どんどんやめていくのじゃないかと思って心配しているのです。農水省ってどこの国の人の(拍手)。

藤田室長 新品種。いま気候が暖かくなっている中で、新たな病害虫がでてくると。その病害虫に強い品種を例えば育成すると。まったく新しいものではないですが、種苗法では一定の要件がございま

すけれども、例えば、暖かい気候で発生しやすい病害虫に強いものを作ることをやはり農業者として使って農業をやりやすくできると。それからもうひとつ、考えていただきたいのは新品種を使うときに農業者は選択の自由はたくさんあります。既存の品種でもどの品種でも使えますし。ただし、新品種を開発した人が、新品種を使うときには 25 年間でございますけれども、協力を得てくださいねと。そういうことをいま考えてございます。

会場 これ拉致があかない話だと思うんですね。あとほとんどの人たちは省庁の方に不信感を抱いてしまいました。なので、いま考えなければいけないのは、在来古来種という部分に対してのお金をかけないようにする。例えば、登録認証ということをやっていたけれども、品種で開発費用が取れないのであればその後の色々な法律改正を止めてもらいたい。例えば、古来種とか在来種は今後例えば 30 年 50 年、今後一切、登録している種苗のようなものと同じような扱いで、自家採種を禁止するとか。そうしたことを止めて欲しい。どちらかといえば守らなければいけないのはそちら方ではないかと思っているのに、トンチンカンなことには聞こえないです(拍手)。土の中とかローカルとかみていない発言にしか聞こえないので。まあ、国が株式会社化しているからしょうがないと思うのですけれども、もうちょっとまともな話になるのかなと思ったけれども、やるのが逆かなと今日感想を持ちました(会場：賛成、拍手)。

尾崎課長 在来種についてですね、制限されることがないようにしていただきたいと言われましたが、それは条約上もそうですし、我々の考えとしてもないとお約束ができるかと思えます。基本的に登録するとしても、過去にあったものではないと登録されないということになりますし、登録されたものでなければ、そもそも育成者権が発生しませんし、育成者もいませんので、そういったカタチで制限がかかるということはありません。登録された品種が使われなくなるということは大いにあることでありまして、そのために育成者の方はですね、日々新しい品種を研究開発していかなければならないと。

会場 誰も開発を望んでいないかもしれないよ。

尾崎課長 需要がなければ当然見向きもされないということかと思いますが、それぞれ都道府県なり国がですね、克服したい課題というのを持ってございますので、そういったものを克服した新しい品種というものを皆努力しているところでございまして、そういった新品種がまたでてきて日本農業を支えていくというのがうちの考え方でございます。

会場 一般参加者です。一点質問なのですが、山田先生が言われた自家採取原則禁止の文言。今回、いただいた農林水産省の資料にまったく書いていないのはなぜなのでしょう。それを一般国民はホームページとかで見るとは可能なのでしょう。

尾崎課長 検討会の資料はすべて農林省のウェブサイト上に載っておりますので見ることでございまして。それから禁止の件につきましては、我々といたしましては増殖をされたい方については育成者権を持っている人に許諾を得て行っていただければそれはまったく問題がないというふうに思っていますので、そのような表現をさせていただいてございます。

在来種や伝統野菜との線引きはどうするのか

会場 二つ程伺いたいのですが、一般品種の中に、在来種とか伝統野菜とかがありまして、農水省として、数としてこれは在来種です、これは伝統野菜でという線をどこで引いておられて、どこまで把握されているのかということ伺いたいのと、まったく認知をされていない植物。それを野菜として、食べたいということになったときに、これまで名もなきものが登録されることとなりますよね。その場合に、新登録品種になるのか。それとも、それはずっと地元で、一人のおばあちゃんだけが食べているのかもしれない。それは伝統野菜として受け継がれているものになる。曖昧な線の中でジャッジされていると思うのですけれども、このどこで線をひかれるのか。この中のルールで、「特性表」というもののさらに精度をあげて育成者の権利を守るような精度を高めるとありましたけれども、現状、どういった項目で何が記載されると精度があがるのか。前回までの資料ですと DNA 情報だけでは同一の品種か、育成者権の侵害を問うことが困難ではないかと書かれています。DNA を調べてもわからないところが、「特性表」という紙でしょうか。それだけで判断ができるのでしょうか。非常にいまグレーが多くて、これがみな不安な部分なのかなと。このあたりをはっきりお伝えいた

けると助かります。

藤田室長 伝統野菜や在来種の数ですが、数というものを数えるのが困難でございます。色々な伝統野菜がございますけれども、日本は非常に豊かな伝統野菜があって、それを数として。そういったものがどんどん失われているというのが現実にあるとは思っておりますが、そういったものを数として把握することは困難ですけれども、そういったものが新品種、知的財産権、育成者権として保護されることはありません。在来種があればしっかりと資格審査をして、確かに違うということを明確に区別される。そうすることによって新品種になります。では、何によって区別されるのか。それは植物によって、例えば、花の色であったり葉のカタチであったり、色々なもの。植物によって決めてございます。それはある程度、国際的にも調和をとって、ここがぼやつとではなく明確に違ふとなれば新品種になるという基準がございます、それにしたがって審査をしておるということでございます。いま、DNAでもとおっしゃられたのですが、実際にはDNAが被っておりますも同じカタチになるとは決まっておりますので、我々品種登録ではDNAは使いません。それは品種登録というのにはまさにユーザーである農業者にとって何が大事かということ、作物の持っている品種の特性が大事なわけで、DNAを使うわけではないので、まあかなり学術的には精査されて来た中で、特徴とDNAの関係というのとはわかってきてはおりますけれども、現在ではどういった特性を持った植物であるか。これまでと違うか。ちょっと抽象的になってしまうのですが、作物によって明確に規準を設けて、在来のものではなく、新しく、この人がしっかりと育成した、耐病性を賦与したとか、より大きな実をつけるようになったとか、そういった場合にのみ登録されるようになってございます。

山田正彦 前の知財課長を呼んで聞いたことがあるのだ。在来新種と登録品種。どうやってやるのかという人間的能力でやるしかないと言っていた。ところがね、大根にしても沖縄に行ったら島毎に品種があるんだ。それこそ桜島大根から。三浦ダイコンでも屋号がついているんだ。何万という種類が在来種にはあるんだよ。それをモンサントがひとつの品種をちょっと固定させて。いいものだと言って。在来種だれも登録していないから。それを登録したとするね。それが、本当にそうかというのが、どうやってやるのか。何万種と在来種がある中でできるわけがないだろう。いいかい。実際に農水省で今止めているけれども担当者、その人に会って僕は詳しく聞いたんだ。どうやって新品種として登録できるんですかと。不可能だと言っていた。データだってわずかしが農水省にはないんだよ。何万と在来種があるんだ。そうすると種苗法第21条でも登録された品種及び特性により明確に区別できなくなった品種。いずれも自家採種ができるとなっている。だから、登録された品種であってもタネを植えると変わって行くんだ。どんどん変わって行くんだよタネというのは。だから、特性によって明確に登録品種と区別ができない品種も、原則、自家採種自由ですといまの法律はなっているんだ。だから、大丈夫なんだよ。

それをじゃあ裁判で、いまキノコだけで6件も裁判が起きているじゃあないか。勝ったり負けたり。日弁連では『法と正義』という雑誌の中で、農業における育種権が争いになるだろうと。で、課長、モンサントの子会社がいいように種苗法を変えてやるんだ。特性に合わなかったらすべて違反で、例えば、カナダの菜種農家がモンサントに訴えられてみんな負けたよ。いいかい。農水省は本当に農民の見方なのか。種苗法の改正。これくらい最悪のものはないと思っているんだ。僕は。これはね。だから、裁判になったら、勝つか負けるかわからないんだよ本当に。伝統的な固定種で皆さんに「大丈夫だ。大丈夫だ」と農水省は言っているけれども、いつモンサントから何十億という賠償をされるか。伝統的な固定種をやって来た有機農家もわからないよ。これはね。いままでそうやられてきたんだから。アメリカでは。だから、僕はしっかりとこの法律の改正を止めんといかんと思っています。私ばかりでごめんなさい(拍手)。

藤田室長 山田さんのおっしゃられることはよくわかりますが、若干、トートロジーになるかもしれませんが、どんどん変わるような特性をもっているものは、登録品種にそもそもなりませんし、本当に変わった場合は47条で取り消しになります。水掛け論になりますが。

自家増殖禁止は官邸からの圧力なのか

会場 フリージャーナリストの高橋と申します。自家増殖禁止というのが近年一気に増えているわけですね。原則禁止という動きはどこから来るのでしょうか。官邸の方から来るのでしょうか。それとも、モンサントのような種子メーカーが、ドアノッキングのような形で省庁に圧力をかけて、それでこのような検討会が開かれたり、背中を押されているのでしょうか。そのあたりを教えてください。

藤田室長 自家増殖については種苗法ができた以降、新品種を促進するという観点から自家増殖への制限は平成16年の研究会とかたびたび議論されてきておりますし、この間もどなたかからたくさん増

えたという話がございましたけれども、それは平成 27 年の検討会の結果を踏まえてのものでございます。まさに平成 10 年の種苗法の改正以来、我々としては着実にそうした検討を進めてきておるといふ現状でございます。

ただ育種は何年もかかりますので、成果にはすぐに結びつかないと思っております。圧力ではなく 10 年以上も前から我々は。

会場 一気に増えたのは

藤田室長 平成 26 年と 27 年に増えたのは、自家増殖に育成者権を及ぼす植物の規準というものを定めました。それもパブリックコメントもへてやっておりますけれども、それにしたがって増やしてきているとそういう状況でございます。

会場 別の視点から。いままでの話を忘れて。頭を真っ白にして。農業者なのですけれども、息子とか孫とかを育てるにあたり、できるだけ自然界の良いものを、同時に消費者にも安全なものを提供したいと思って自然農法で作っています。そこには農薬はまったくありません。それでも十分に立派なものできるんです。なんでこんなことを言わなければならないのかということ、有機農法あるいは自然農法で作った作物を食べることが人間にとっては一番自然で体にはよいのですね。こんな変なものを考えて品種を登録したり新しい記述で企業が作りだしたタネなんか使いたくないです。こういうものを子どもに食べさせたくないと思っております。原点に戻りますと、そこで、米国では消費者と種子メーカーとのトラブルが将来にわたって永遠と続くと思うんです。企業の利益か。それとも国民の命を尊重するかということとで果てしない戦いが続いておりますのですけれども、日本の消費者はまだそこまで知識がないためにわからない。農水省がしっかりと止めていただきたい。でないと日本の国民は守れません。子どもたちの生命が守れないと思います。なので、これは将来、是非、日本の国民を、日本の国を守るうえで有機農業を促進していただきたいと。お願いしたいと思っております。よろしく願います(拍手)。

藤田室長 有機農業を促進することは種苗法と関係する部分としてはですね、今回の検討会も MOA 財団の比嘉さんにお起こしいただいて、有機向けの品種、病気に強いとかですね、肥料の吸収とか、そういったところは在来種もしっかりと使いながら、新品種も作っていかねばいけません。

会場 一番問題なのは交雑してしまうことで、モンサントの菜種が来ると有機農業が成り立たなくなってしまう。生物多様性が失われますし、農薬撒いての農業になってしまいますので(拍手)。

稲葉光圀 私、有機の種子の生産をしているものですが、今回もゲノム編集の種子を含めて農産物が自由化されて、フリーパスで入り込んでくるんですね。種子としてそれを間違っって使ってしまったという農家はかなり市場に出回る。それから私ども有機の中ではゲノム編集はもちろんですけれども、GMO は禁止条項になっているわけですが、にわか最近その検討をすることを行いはじめた。委員会ですね。まったく我々からすれば必要がないわけですが、なぜこういう動きが出てきているのか。先ほど日本の農家のためにという話がずいぶんとありましたけれども、もし、それを言うのであれば、なぜ種子法を廃止してしまったのか。予算を一切もう政府は出さない。県によっては県の方も種子生産から手を引くという所が出て来ている。そして、全部民間に渡しなさいと。民間の実態は何か。担当者もいるのでよくわかっていらっしゃると思いますね。日本の民間で、稲、麦、ダイズの生産能力を持っているのは、何社ありますか。5本の指に入りますよ。非常に時間とカネのかかる世界ですから。民間企業は手を出さないですよ。出せるのは国際的企業、代表的なのはモンサントですよ。そうした全体的な状況をちゃんと把握して行動を取らないとどんでもないことになる。例えば、小麦の中にラウンドアップの残留物が出る。大幅に緩和されましたよね。誰がそれで利益を得るのですか。農薬取締法も改正になりましたよね。ジェネリックの農薬が非常に安く大量に出回る。それがホームセンターで大量に売られる。環境汚染も甚だしい。それを農水省は「日本の農薬メーカーは創設流通は素晴らしいけれども、販売力がないからジェネリック農薬の登録を簡素化してどんどん売らなさい」と。そういう提案をしている。これ誰が儲かるのですか。国民は誰も儲からない。子ども達の未来はこの汚染によってどういう状態におかれるのか。かなり深刻な事態が将来でてくると思います。発達障害の子どもたちがものすごく増えているわけですよ。その事実がありながら誰もその原因を解明していない。これ国家戦略として「解明委員会」を立ち上げなければなりませんよ。手遅れになりますよ。モンサントが開発したいいくつかの成分、除草剤がありますし、それ以外もネオニコトか、そういうものは全部神経毒性を持っているんですね。それを指摘をしているのに反応もしない。無視。解明しようとしません。そういう国の今の姿勢は国民に対して責任を負うという立場ではないですよ。農水省は食べ物に対して責任を負う部署でしょう。それがなんでこんな自家採種禁止どうのこうのということだけにこだわるのかさっぱりわからない。どう考えてもモンサントの見方、その先兵になっている。そうとしか思えないですよ(会場：そうだ、拍手)。それを改めなければいけな

い。10年先。あるいは、もっと近い将来かもしれない。5年後には日本の農業をやる人がいなくなるというのでしょうか。2025年危機と言われてますよ。私もう75歳ですけども、現役で農業をやっています。もうあと5年経ったら現役でできないですよ。どっと少なくなる。誰がやるんですか。そういう危機的状況にある中での、こういうつまらんこと。自家採種禁止だとか。なんでこんなことが政策に登るの。これはどう考えても日本の中から、農家の中からでてきた話ではないですよ。違うでしょう。どこからでてきたんですか。それをちゃんと踏まえうえで発言をしてください。是非、その最前線に立って農家のために、日本の農業のために、そのところをしっかりと抑えて政策展開をしていただきたい(拍手)。

杉山敦子 これで終わりにしたいと思います。

山田正彦 ちょっと待って、ひとつだけ。あのね、9月30日にゲノムを有機農業のものとして認証するという検討会が開かれたか。開かれてないか。わかってないことないだろう。月2回とか開かれるけれども、その資料をみるとそれあり気の内容になっている。ね。そうなると、まさに有機栽培でやってきたもの自然栽培でやってきたものが汚染されていくんだ。一気に。だから、そういった状況で、いま非常に厳しい状況にあることを是非皆さんにわかっていたいただきたいと思っています(拍手)。

杉山敦子 ゲノム編集はおわかりにならないのか。

会場 わからないのであれば、今度は局長級の人を呼んでください。

尾崎課長 先ほどご指摘いただいた自家増殖の話ですね。どこからと。我々その検討会を立ち上げて議論しておりますけれども、その中で、例えば、山形県に来ていただいてですね、山形県はサクランボにすごく力を入れていて、そのサクランボの産地づくりをしたいのだけれども、そのところで、農家の皆さんにいま新しい、非常に大粒のサクランボの苗を配布して産地づくりをしようとしているのだけれども、その中で自家増殖をどういうふうにするのかと。そういうことをご議論いただいて、そうことをしながらこういうところに至っているということでございまして、そういう意味では産地とそれを作ろうとしている都道府県の皆さんからのご意見とか、あるいはまあこれまでのシャインマスカットとかがどうやって海外に流出してしまったのかとかそういったことを検討しながら議論していくことでこういうことになっていると。

杉山敦子 ありがとうございます。お時間が過ぎているのでこれで終わりにしたいと思います。

以上

(書き起こし：NAGANO 農と食の会会員の方からの提供です)